

京都市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年5月7日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第1号

京都市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1号様式注以外の部分中「宛て先」を「宛先」に改め，「□男 □女」を削る。

第2号様式注以外の部分中「宛て先」を「宛先」に，「※10」を「※9」に，「※11」を「※10」に，「※12」を「※11」に，「看護婦」を「看護師」に改め，「平成」を削る。

第3号様式注以外の部分中「宛て先」を「宛先」に改める。

第4号様式注以外の部分中「宛て先」を「宛先」に改め，同様式注3中「政令」を「公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（以下「政令」という。）」に改め，同注4中「公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第5号様式注以外の部分，第6号様式注以外の部分，第7号様式注以外の部分，第8号様式注以外の部分，第9号様式注以外の部分，第10号様式注以外の部分及び第11号様式注以外の部分中「宛て先」を「宛先」に改める。

第12号様式注以外の部分中「宛て先」を「宛先」に改め，同様式注4中「政令」を「公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」に改める。

第13号様式注以外の部分中「宛て先」を「宛先」に改める。

第14号様式注7(3)オ中「達したとき」を「達する日以後における最初の3月31日を過ぎたとき」に改める。

第15号様式注以外の部分，第16号様式注以外の部分及び第17号様式注以外の部分中「宛て先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、教育委員会が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)